




限度額適用認定証の準備が“不要”になりました！

「オンライン資格確認*¹(マイナ受付*²)」の本格運用スタートに伴い、「オンライン資格確認を導入した医療機関や薬局*³」では、マイナンバーカード、または、健康保険証を提示し、ご本人が情報提供に同意することで、限度額適用認定証がなくても、窓口負担が自己負担限度額までで済むようになりました。

・・・ご申請の前に・・・

受診の医療機関や薬局が「オンライン資格確認(マイナ受付)」に対応しているかをご確認いただき、限度額適用認定証の発行が必要な場合のみ、申請書のご提出をお願いいたします。

【参考】マイナンバーカードの健康保険証利用について →  PDF [こちら](#)

- *1 医療機関や薬局等で、ネットワークを介して保険資格の確認等をリアルタイムに行うしくみのこと。
- *2 対象の医療機関・薬局で健康保険証の代わりにマイナンバーカードが利用できるというもの。
- *3 医療機関、薬局によって導入時期は異なります。

オンライン資格確認(マイナ受付)に対応が可能な医療機関や薬局については、[こちら\(厚労省 HP\)](#) または 右の QR コード よりご確認ください。

また、オンライン資格確認(マイナ受付)を実施する医療機関や薬局には、下のステッカーやポスターが貼ってあります。



厚生労働省
ホームページ

● ステッカー



● ポスター

